

国際法協会第73回(2008年)リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)大会報告

国際法協会 (International Law Association) の第73回世界大会は、2008年8月17日から21日までリオ・デ・ジャネイロ (ブラジル) のインターナショナル・ホテルにおいて開催された。大会のタイトルは、Law for the Future であった。委員会 (Committee) としては、8月18日に Non-State Actor, International Law on Biotechnology、8月19日に International Civil Litigation and the Interests of the Public, Cultural Heritage Law, International Monetary Law, Compensation for Victims of War, Aspects of the Law of State Succession、8月20日に International Human Rights Law and Practice, Space Law, International Criminal Court, Nuclear Weapons, Non-Proliferation & Contemporary International Law, International Trade Law, Feminism and International Law, International Law on Foreign Investments, Use of Force、8月21日に International Commercial Arbitration, International Law on Sustainable Development, Rights of Indigenous Peoples, International Securities Regulation, Outer Continental Shelf, Teaching of International Law, Islamic Law and International Law の各委員会のセッションが開催され、また、Study Group としては、8月19日に UN Reform, Sovereign Insolvency、8月21日に Responsibility of International Organizations, Ground Water Resources の各スタディ・グループのセッションが開催された。他にも、多様なテーマでの会合が開催された。

以下の委員会報告は、当該委員会の報告者・(代理) 委員として出席した日本支部会員によるものである(順不同)。なお、各委員会の報告書(英文)はILAのホームページ <http://www.ila-hq.org> に掲載されている。また詳細は *Proceedings* に掲載される予定であるため、それらをご覧頂きたい。

(中谷和弘)

1. 先住民族の権利

本委員会は2006年のカナダ大会の際に設置が提案され、委員長をアナヤ教授(アメリカ)、報告者をマクス氏(オーストラリア)に任命して発足した。しかし国連人権理事会がアナヤ教授を「先住民族の人権および基本的自由の事態に関する特別報告者」に指名したことにより、教授が委員長を辞任したために、ワイズナー教授(アメリカ)が後任となった。

本委員会の任務は、先住民族の権利に関する国際規範を、関連文書、国際的実行の研究を積み重ねて明確にするというものであった

が、2007年9月13日に国連総会が「国連先住民族権利宣言」を採択したことを見て、この宣言に関するコメントリーを作成することに方針を転換した。

コメントリー作成に当たってのやり取りの中で、コメントリーは逐条解説の形をとらず、重要な争点および宣言で保護される権利の種類ごとに章分けされることになった。具体的には総論にはじまり、自決、自治および政治参加、文化的権利、土地の資源および環境、教育およびメディア、社会権、条約上の権利、開発および国際協力、といった章で構成され

る。各章について総括委員を置き、そのもとに各委員が執筆に加わるという形をとる。

また、宣言の性質にかんがみ、先住民族の権利をめぐる国内法や判例の収集範囲およびそうした実行の法的評価や、現存する国際法規則を反映した部分とそうでない部分の区別をどうするのかといった、コメントリー作成の方法論についても討議され、宣言の解釈に当たってのアプローチとして、条約法条約の規定（31条および32条）を基礎において検証することとし、原則的に承認された。作業は2009年中に会期開会を2度開催し、2010年のハーグ大会までに完成させることにしている。

今大会中に先住民族の権利に関する2つのopen sessionが開催された。一つは先住民族の土地の権利についてのオーストラリア、中南米地域の法制度や判例の発展および問題点に関する報告であり、もう一つは「先住民族権利宣言」の法的性質や権利内容に関する議論であった。

（桐山孝信）

2. 國際法教育

本委員会は、2004年ベルリン大会、2006年トロント大会を経て、本リオ大会では、一応の目途を見て、終了することが予測されていた。しかし、本部との調整が図られ、もう一期、すなわち、次期のハーグ大会までの延長が認められた。今回委員会の内容としては、Botha教授（南ア）を委員長とし、Rapporteurとして、Gamble教授（アメリカ）、当日の司会として、村瀬教授が本部より指名され、具体的討議を行った。中心的な論点は、三つであり、第1は、教育問題を話し合うためのWebsiteの立ち上げと運営問題、第2は、今

後の検討課題であり、第3は、受益者（ないし“consumer”）としての学生の意見の反映である。

第1点については、試験的に立ち上げられたPen State大学でのWebsiteを本格的にILAのHPに移管するかどうか、参加資格、挙げられた意見のまとめ方、國家実行等を示すリンク集の必要性と作り方等に対して意見が交換されたが、概ね全体の意見は、好意的反応が多かった。

第2点に関しては、冒頭、日本からAlternateとして出席した森田が、以下の点について述べた。すなわち、日本において国際法教育問題が困難を極めている現状等についてまず説明し、課題として、国際法教育の重要性をいかに学生に伝えるかという点と、様々な種類の学生に応じた“cost-effective”な教育方法の開拓的重要性を指摘し、さらに、次期に向けては、具体的な成果を是非作ること（例えば、共通シラバス）と、その際のコモン・ロー法系に偏らない普遍的視点的重要性の指摘である。全体としては、ミニマムな教育内容を確認する必要性は合意されたと言えよう。

第3点に関しては、ILA委員会最初の試みではないかと考えられるが、ブラジルの学生の参加により、意見交換が行われた。議論は、国際模擬裁判問題にかなりの時間を割き、好意的な意見が多かったものの、その他の問題を検討する時間は不十分であった。

総じて、次期までに具体的な成果が得られるかどうかが、最大の課題と言うことができる。

（森田章夫）

3. 国際人権の法と実行

委員会の報告書は「国際人権法の一般国際法に対する影響」に関する最終報告書である。報告書はKaminga（オランダ）がまとめたが、2007年11月にシエナで行われたワークショップに提出されたペーパーに基づいている。これらのペーパーをまとめた書物が近いうちにオックスフォード大学出版会から出版される予定である。報告書の構成は次のとおり。はじめに、1 國際義務の構造、2 債務国際法の形成、3 条約法、4 國際法と国内法、5 免除、6 外交的保護、7 領事通報権、8 國家責任、結論。委員会は、国際人権法の独自性を強調し一般国際法の一部は国際人権法には適用されないという分裂アプローチより、国際人権法は一般国際法の一部であり両者は可能な限り調和されるべきだという調和アプローチが好ましいという見解に立つ。そのうえで本研究は、いくつかの分野を例にとり、国際人権法が一般国際法にどのように影響を与えたか又は与えなかったかを具体的に分析している。

委員会の会合は、De Waart（オランダ）を議長に8月20日午前に行われ、Kamingaが報告書の要点を説明した後、活発な討論が行われた。岩沢を含む委員が中心に発言を行い、それに基づいて報告書や結論の文言が修正された。次に決議案を審議し、若干の修正を施したうえで、報告書の結論を支持することなどを内容とする決議案を採択した。そして国際法協会は閉会式において委員会が提案した決議をそのまま採択した。

会合の最後に、今後の研究計画について意見交換を行った。新たな研究テーマとして「国際司法裁判所と人権」などが提案された。今回の会議をもって委員長のScheinin並びに共同報告者のByrnes及びKamingaが辞任し

た。2008年11月の理事会で、本委員会の新たな研究テーマと新役員が決定される見込みである。

（岩沢雄司）

4. 国際貿易法

委員会の（第8）報告書は、例年と同じように、1はじめに、2 貿易体制の発展、3 TRIPS、4 WTO紛争処理制度及び2006-08年の判例、5 多国間貿易統治の改革の必要性、6 WTOの発展の侧面、7 後発途上国と「発展のための新連携法案」、8 國際貿易法と人権に関するILA宣言案、9 地域的貿易協定——2006年WTO透明性決定、10 コトヌ協定と経済連携協定、11 貿易関連競争規則、12 将来の作業計画の12部構成で、各分野における進展や課題をまとめたものである。委員会の会合は、Wyld（イギリス）を議長に8月20日午後に行われた。複数の委員が分担して上記各項目の概要を説明した後に、項目ごとに討論が行われた。この形式も例年と同じである。討論は12項目すべてについて行われた。

報告書に記載された貿易と人権に関する宣言案は報告書の2頁弱にわたる長いものだった。本委員会の委員長（Petersmann）が国際法協会第73回会議運営委員会と協議した結果、宣言は要点に絞った短いものにすることが合意され、会合においては、その協議を踏まえたA4用紙半分余りに短縮された宣言改訂案が配布され、それについて審議が行われた。

審議の結果、文言の組み替えや修正が行われたうえで、宣言案が委員会で採択された。それを受けて、国際法協会は8月21日午前に開かれた閉会式において、次のような決議を採択した。「国際法協会第73回会議は、……国連憲章及び国連人権条約により、並びに慣習

国際法及び文明圏によって認められた法の一般原則に基づいて、国家が人権義務を持ってることを想起し「WTO の加盟国及び機関は、WTO 加盟国の国際法上の人の権利義務に適合するように WTO 規則を解釈し適用することを法的に義務づけられていると宣言する。」

(岩沢雄司)

5. 文化遺産法

8月19日に開かれた「文化遺産法委員会」では、トロント大会で採用が決まった2つの研究テーマについて、Nafziger 委員長（アメリカ）からその後の進展状況の説明があり、検討をおこなった。研究テーマの一つは、「避難所（Safe Haven）」の制度。二つ目は、「国際貿易法と文化遺産法との関係」である。

前者は、武力紛争などの災害から文化財を護るために、安全な場所へ一時的に避難させる制度のガイドライン策定であり、これまで UNESCO を中心に進められた、文化財（遺産）保護の制度化活動の一環をなすものである。委員の Siehr 教授（ドイツ）がガイドラインの原案を作成、これを昨年5月のロンドンでの委員会の会合で内容を煮詰めたもの。ガイドライン案の骨子は、①避難所設置の目的、②避難文化財の定義、③設置の当事者（委託者と受託者）、④受託者の義務、⑤委託者の義務、⑥当事者自治（ガイドラインの非拘束性）、⑦ UNESCO その他の国際機関の援助、⑧実施規定からなり、付則として「避難所設置モデル約定」を定める。ロンドン会合に出席できなかった筆者（香西）は、避難制度の趣旨に賛同しながらも、「Safe Haven」という言葉が、ガイドラインの中で3種の異なる意味、すなわち、①避難場所、②避難所の諸活動、③避難所を提供する主体（subject）

をさるものとして使われており、これらを区別する用語の使用が望ましいことを指摘した。他の委員からもこれを支持する見解があり、善処することになった。

第2の研究テーマ、「国際貿易法と文化遺産法との関係」が挙げられた背景には、2005年に「文化的表現の多様性保護条約」の採択により顕在化した「貿易自由化」対「国家の文化政策」をめぐる論争、すなわち WTO 体制の下で「自由貿易」を楯に、映画、テレビ、メディア産業部門の世界支配を目指す米国に対して、EU、カナダ等、自國産業保護のため「文化多様性の保護」の旗印を掲げる諸国との確執がある。

Von Schorlemer 委員（ドイツ）が作成したワーキング・ペーパーは、「文化」対「貿易」の関係をめぐる研究の手始めとして、GATT（1994）の20条(f)項に定める「国宝に対する一般的例外」の規定について検討。同条(f)項の「美術的、歴史的、又は考古学的価値のある国宝」の例外規定の意味を確定するため、各国の国内法上の制度、上記 UNESCO 条約をはじめ、EC 条約等、関連規定を持つ国際条約を参照する作業を行った。近時の国際文化遺産法の発展に鑑み(f)項の規定を再検討する必要があり、今後委員会の研究にあたり、ILA「国際貿易法委員会」との協議を進めることになった。

（香西 茂）

6. 非国家主体

設立提言書では「非国家主体と国際法」という名称であった本委員会は、「非国家主体」と簡潔な名称に改めて、今大会において初めての委員会会合が開催された。委員長である Math Noortmann 教授（オランダ）を座長に、

まずオープンセッションが持たれた。当初共同報告者の Cedric Ryngaert 氏（ベルギー）が事前に提出した報告書（安全保障分野における非国家主体の問題）についての議論が予定されていたようであるが、委員会の具体的な課題についてかならずしも事前に十分なコンセンサスがなく、まずは委員会の課題・方法論・今後の方向性等について、ブレーンストーミング的な議論がおこなわれた。尚、もうひとりの共同報告者であり、雑誌 Non-State Actors and International Law（現在は、International Law Forum 誌と合併して International Community Law Review 誌）の編集主任でもあった Małgorzata Fitzmaurice 教授（イギリス）は残念ながら今回は欠席であった。

その後、委員会の非メンバーをかならずしも排除しない形で議論が継続された。

議論の主要な点は下記の通り。まず基本的な見通しとしては、オープンセッションでの N. Ronzitti 教授（イタリア）の発言に代表されるような、興味深い研究テーマではあるが、ILA として何か法典化につながるようなテーマではない、という判断も示されたが、全体としては、その点も含めまずは先行研究の調査を幅広く行うことで、そこから自ずと本テーマの意義も明らかになるであろうという楽観的な立場が大勢を占めた。その際に、留意すべき点として、他の社会科学分野での蓄積も幅広く検討すべきであるが、ILA があくまで法的側面に焦点を当てる組織であるということを十分認識すべきこと、また、非国家主体が国際法を形成（shape）する側面と共に、国際法が非国家主体に与える影響も視野にその二重の（相互的な）過程を検討すべきこと、NGO などに焦点を当てるに忘れて去られがちな途上国の視点も意識すべきことなど

が指摘された。本会合終了後、委員長から取り上げるべきアクター、侧面（責任 / アカウンタビリティ、法の執行 / 実現、紛争処理、法制定など）、問題領域等についてのアンケート要請がなされ、2009年度の第1四半期に英国、オランダ、ドイツのいずれかで、できれば次回委員会会合を開催したい由の連絡が各委員と同心を寄せた出席者に届いた。

（宮野洋一）

7. 国際証券

国際証券委員会では、Torres 氏（ブラジル）の司会の下、第8暫定報告書に記載の諸テーマについて議論が交わされた。まず、Levine 氏（イギリス）より、イギリスおよびアメリカにおいて、証券規制の手法を、ルールに立脚する規制（ルール・ベースのレギュレーション）から原則に立脚する規制（プリンシップ・ベースのレギュレーション）へ移行させる取組みが行われていることが報告された。つぎに、筆者より、各國のコーポレート・ガバナンスの進展状況の一例として、日本における会社法および金融商品取引法による取組みを、機関設計の自由化、および内部統制に焦点を当てて紹介した。さらに、MacNeil 教授（イギリス）より、各國の資本市場に対して投資を行っている政府系ファンド（Sovereign Wealth Fund, SWF）の実態とその行動規制の現状について報告が行われた。MacNeil 教授は、欠席した委員に代わって、イスラム金融における資金調達手段である Sukuk 証券についても紹介した。このほか、報告書は、EU における種類株式の利用、ドイツ・オーストリアのコーポレート・ガバナンスの進展、および規制当局の相互協力の問題を扱っている。

国際証券委員会における議論は、プリンシプル・ベースのレギュレーションに集中した。本委員会では、座長である Fleischman 氏（アメリカ）、共同報告者の Avgouleas 教授（ギリシャ）が欠席したためか、議論は必ずしも活発でなかった。本委員会の活動は、各国におけるそのときどきの証券規制・会社法制度の展開に応じてテーマを設定し、相互理解を深めることを目的としており、單一のテーマについて何からの結論を得ることを目的としているものではない。もっとも、報告書の結論部分で触れられているように、アメリカのサブプライム問題に端を発する世界的な金融危機への対処は、次期の統一テーマになり得るものと思われる。

（黒沼悦郎）

8. 国際刑事裁判所

2000年のロンドン大会において設置された本委員会は、Torsten Stein 教授（ドイツ）を委員長とし、William Schabas 教授（アイルランド）と Göran Sluiter 教授（オランダ）を共同報告者としている。今大会では、Schabas 教授が作成した第3報告書に関する議論が行われた。前回トロント大会では、ICCに対する国家協力の手続的側面が取り上げられ、各国内法制度が検討されたが、今回は実体法の側面における協力のあり方が論点となった。具体的には、ICC の管轄下に入る犯罪が、国内刑法上どの程度犯罪となっているのか、またその構成要件に差異はあるのかといった点が、各委員からのアンケート回答を基礎に分析された。本報告書は、ICC に関する各国内法制度の比較検討として学問的に価値が高い内容となっていたが、論争的な内容をほとんど持たなかつたこともあり、会合での議論は全般

的に低調であった。ICC の活動が軌道に乗り始めている現在、本委員会が今後どのような方向で議論を進めるべきか、再検討の時期に来ているという認識が持たれており、この点は次回大会までに検討されることになった。

（古谷修一）

9. 戦争犠牲者に対する補償

2003年5月に設置された本委員会は、Luke T. Lee 博士（アメリカ）を委員長とし、Rainer Hofmann 教授（ドイツ）と古谷（筆者）を共同報告者としている。今大会では、Lee 博士が欠席されたため、Manuel de Almeida Ribeiro 教授（ブラジル）を座長に、Hofmann 教授が委員長代理として、議事が進められた。最初に Hofmann 教授より、補償を受ける権利に関する実体的側面を扱った第1報告書の説明が行われ、対象とされる「犠牲者」の概念や「被害」の範囲について、参加者の意見を聴取したい旨の要請が行われた。続いて、補償を実現するための手続的側面を担当する古谷が、国内裁判における主権免除の問題、アド・ホック補償委員会のモデル規程案に関する同報告書の説明を行った。このあと、まず実体的側面に関する議論が行われ、合法的な攻撃により「付随的損害」を受けた文民やテロ攻撃の対象となった文民を「犠牲者」に含めるべきかにつき、賛否の主張が展開された。また、手続的側面については、主権免除の問題を本委員会の対象から除外すべきとの意見が出される一方、犠牲者救済を実効的なものとするうえで、この問題を議論することは不可欠であるとの見解も出された。こうした活発な議論の後、次回2010年大会に向けて作成される第2報告書の基本方針が同意された。なお、委員会の名称に関連して、

「補償」（compensation）に代えて「賠償」（reparation）、「戦争」に代えて「武力紛争」を使用し、「武力紛争の犠牲者に対する賠償」委員会とすべきとの意見が出され、次回大会までに修正する方向で検討することになった。

（古谷修一）

10. 宇宙法

本委員会の公開セッションは、8月20日の午前9時から開催された。まず、委員会議長の Williams 教授より、この委員会は、リモート・センシング、国内宇宙法、登録問題、スペースデブリ、および宇宙活動に関する紛争解決を議題としていること、2010年に提出する最終報告書に向けて、本会期においては、議論の収斂への努力と将来的アジェンダの選定開始が必要であることが説明された。その後、議長より、主要議題であるリモート・センシング、登録問題、スペースデブリについて、2006年トロント大会以降の進展についての報告がなされた。リモート・センシングについては、1986年の国連原則の慣習法化いかんについての議論、および新条約もしくは新決議を作成する動きは、国連その他の場で勢いを失い、これ以上の議論が無意味になったとして、今会期では報告されず、前会期に今後の精査が必要と合意されていた、衛星データが国際・国内裁判において証拠として用いられるために必要な法制度づくりに向けての進展に関する報告が行われた。次に、2000年会期より議題となった登録について言及された。登録については、本委員会での作業の成果を国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法小委に送付し、また、法小委の作業部会とも、さまざまな経路を通じて協働した結果、2007年に、宇宙物体登録の向上を勧告する国

連総会決議が成立して、委員会の努力も一段落したことが報告された。長く主要議題の一翼を担ってきたスペースデブリ低減に関する法的諸問題については、2007年に COPUOS 科技小委での採択を経て、国連ガイドラインが成立したことをもって、いったん議論に終止符を打つ旨が報告された。続いて報告者の Hobe 教授が、国内宇宙法について、宇宙物体の登録を中心に、許可、監督、賠償責任という併せて4つの側面の進展と問題点について報告した。その後、フロアとの質疑が行われ、今後、登録状況の改善を含め、宇宙関係条約では解決できない問題を、各国内法によって解決するためにも、国内宇宙モデル法の制定を考慮することも視野に入れて、国内宇宙法の可能性に議論の重点を置く方針が確認された。また、次会期以降の議題として、地球近傍物体（NEO）について法的諸問題の考察が有力な候補として合意された。

（青木節子）

11. 持続可能な発展に関する国際法

2007年8月に本委員会は南アの首都プレトリアで地域会合をもった。そこで4つの作業部会を設けることが決定し、各メンバーはそれらのいずれかに属することになった。これらは、①持続可能な発展（以下 SD と略称）と貿易・投資、②SD と人権、③SD と国際開発、④SD と環境ガバナンスの4つである。本会合に提出された第3報告書は、これらの作業部会の成果をまとめたものである（共同報告者の Duncan French が作成）。第3報告書は3部から成る。第1部は、SD に関する国際法の最近の発展を概観し、SD の議論の中に繰り返し現れる争点（法か政策か？／現状維持か体制改革か？）がもつ意味を考察す

る。第2部は、SDと貿易・投資、SDと環境ガバナンス、先住民に関する国連宣言、の3つを検討・考察する。第3部は、簡潔な結論と本委員会の今後の作業計画を述べる。

8月21日午前中に開催された本会合では、まず委員長の Nicolaas Schrijver (オランダ) が第3報告書の概要を紹介し、ついで Duncan French (イギリス) が今後の作業計画を提案した。その骨子は、「SDの国内的・統合的実施を促進する観点から、制度的メカニズム (第3者裁定機関やその他の監督機関を含む) の役割と実効性を批判的に分析すること」である。そこでは、① SDの国内的・国際的実施の促進に影響を与える普遍的・地域的メカニズム、② SDの実施を促進する国内的メカニズムの作用における国際法規範・原則の有用性と機能、の2つが分析・評価の対象になる。この提案に対して、フロアーからは、① 国内・地域・国際レベルの司法機関による SDの解釈、② WTO・国際金融機関・ICSIDによる SDの解釈、③ SDの実施プロセスにおける非国家的行為体の役割、④ 人権指向アプローチの評価、⑤ 食糧安全保障・持続可能なエネルギー分野での制度的メカニズム、⑥ テロリズムを激化させる社会条件の改善と SD、⑦ SD政策を助長するための影響評価、⑧ SDの文化的側面、などを検討対象に含めるべきとの提案がなされた。

本委員会は、今後も作業部会体制を維持し、中間報告書をハーグ大会 (2010年) に、最終報告書をソフィア大会 (2012年) にそれぞれ提出することになった。

(西海真樹)

12. 武力行使

「武力行使 (use of force)」に関する本委員

会は、2005年5月に設置が決定されたもので、2006年6月のトロント大会で作業計画を提出したのち、これまで2006年12月にベルリン、2007年9月に米国ノートルダム大学で準備会合を開催し、今回のリオ・デ・ジャネイロ大会に「最終報告書 (Final Report)」を提出すべく、準備を進めてきた。

本委員会は、Mary Ellen O'Connell 教授 (アメリカ) を委員長、Judith Gardam 教授 (オーストラリア) を報告者とする計13人の委員によって構成され、2001年9月11日の同時多発テロ事件、それに引き続くアメリカによる「対テロ戦争 (global war on terror)」に触発されて、国際法における「戦争 (war)」または「武力紛争 (armed conflict)」の意味を客観的に明らかにすることを任務とする。委員会が採用した方法論は、伝統的なもので、関連する条約、国際慣習法、法的一般原則、判決および学説を検討することを通じて、すべての武力紛争に共通する要素を摘出することを目指している。

今大会に先立つ2008年4月には「最終報告書案」が完成し、各委員に送付されたが、その内容をめぐっては委員間で合意に至らない論点もなお多数残されており、結局、今大会では、「初回報告書 (Initial Report)」を提出するにとどめ、次回2010年のハーグ大会に「最終報告書」を提出することに当初の予定が変更された。

委員会では、Duncan French 教授 (イギリス) を座長に迎え、最初に、O'Connell 委員長から「初回報告書」の内容が紹介された。同報告書は、委員会の任務・目的・方法論・組織の説明に統いて、「戦争」、「武力攻撃 (armed attack)」、「戦争法 (law of war)」、「国際的・非国際的武力紛争 (international/

non-international armed conflicts)」、「敵対行為 (hostilities)」、といった基本用語の意味、相互関係を分析したのち、1949年のジュネーブ諸条約以来の関連する国際人道法関係の条約、旧ユーゴおよびブルンダの国際刑事裁判所判決、国家実行等の検討を通じて、国際的・国内的を問わず、「武力紛争」と異なる「事件 (incident)」とを区別するための基準として、「烈度 (intensity)」、と「組織性 (organization)」という2つの要素を提案している。

委員長からの報告書の紹介に統いて、委員である Michael C. Wood 卿 (イギリス) と筆者 (森川) が同報告書についてのコメントを行い、その後フロアから多数の質問が出され、委員長から回答が行われた。今後は、次回ハーグ大会での「最終報告書」提出に向けて、「烈度」および「組織性」という2つの基準の妥当性やその内容のさらなる精緻化の作業を継続していくことを確認して、委員会は終了した。

(森川幸一)

13. 200カイリを越える大陸棚の法的問題

表記委員会は、国連海洋法条約82条の規定する利益配分規定に焦点をあてた報告書を提出した。2006年のトロント大会で提出され採択された第2報告書が、国連海洋法条約76条に従って200カイリを越える大陸棚の外側限界を設定することに関連する法的諸問題を扱ったのに対して、今次の報告書は、200カイリを越える大陸棚の開発から生ずる利益につき、国連海洋法条約82条及び関連規定群による利益配分制度の詳細を検討している。

全体会合は、ドリヴァー・ネルソン委員長 (国際海洋法裁判所判事)、共同報告者の1人

であるデイヴィッド・オング氏による報告書の説明を受けて、クリストファー・ピント教授の司会により進行された。

報告書は、1. 序論、2. 国連海洋法条約82条の定義と解釈をめぐる問題、3. 82条を履行するに際しての国際海底機構の機能、4. 82条の解釈適用について生ずる紛争の解決、から構成される。報告書は、1. で、これまでの表記委員会が行った検討を確認し、2. で、82条の起草過程にも着目しながら、利益の供出手続、供出の方法、利益供出義務の発生・供出方法、供出分の算定等における沿岸国との裁量とその限界、および国際海底機構の関与の可能性等、3. で、国際海底機構による「平衡な」配分基準の策定等、4. で、82条の解釈適用をめぐる紛争解決手続として国際海底機構が深海底紛争解決部に勧告的意見を要請する可能性、及び国連海洋法条約当事国が同15部に基づき沿岸国に対して提訴する可能性等を検討している。

司会者が、同報告書の提言 (conclusion) を中心に同報告書につき全体会合の同意を得て、委員会の活動は完結することとなった。一般的の手続である決議 (resolution) は採択されず、また、同報告書は、全体会合で説明があったように修正を施した上で公刊されるという、やや異例の処理がなされた。

(兼原敦子)

理事会

全体会合は理事長の Lord Lynn の司会で、大会開会直前の8月17日午後及び閉会直前の8月21日午後の2回行われた。

第1回理事会においては、新会長にブラジル支部会長の Eduardo Grebler を全会一致で承認した。次回の世界大会は、2010年6月27

資料

日から7月2日までハーグ（オランダ）で開催されること、大会のタイトルは De Iure Humanitatis: Peace, Justice and International Law であることが、オランダ支部の Schrijver 会長から紹介された。なお、その後の世界大会は、2012年にブルガリア、2014年に日本、2016年に米国で開催されることが既に決定されている。

第2回理事会においては、本大会で採択されるべき6つの委員会（国際民事訴訟と公衆の利益、文化遺産法、国家承継法の諸側面、

国際人権の法と実行、国際貿易法、国際商事仲裁）から提出された各決議が採択された（総会でこれら6決議が採択された）。国家承継法の諸側面委員会及び国際人権の法と実行委員会は終了となった。

今回の大会には、日本支部からは18名の会員が出席した。外務省国際法課（岡野正敬課長）及びリオ・デ・ジャネイロ総領事館（福川正浩総領事）には種々のご協力を頂いた。記して感謝申し上げる。

（中谷和弘）